

令和3年第4回赤穂市教育委員会議事録

1 日 時 令和3年4月26日 午後2時00分

2 場 所 赤穂市役所第2庁舎第2会議室

3 出席委員

教 育 長	尾 上 慶 昌
教育長職務代理者	木 曾 文 人
委 員	池 坂 めぐみ
委 員	志 水 矛
委 員	井 本 学 明

4 委員以外の出席者

教 育 次 長	長 坂 幸 則
教 育 次 長	入 潮 賢 和
総 務 課 長	西 岐 厚 志
こども育成課長	近 藤 雅 之
学校教育課長	山 本 亮
生涯学習課長	橋 本 政 範
文化財課長	中 田 宗 伯
スポーツ推進課長	笠 原 裕 之
学校給食センター所長	正 木 洋 志
中央公民館長兼市民会館長	本 家 信 治
図書館長兼市史編さん担当課長	小 野 真 一
書 記	澁 谷 文 江

5 付議事項

報告15	専決処分の報告について
専第1号	赤穂市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について
第36号議案	赤穂市障がい児保育事業補助金交付要綱の制定について
その他	問題行動、いじめ・不登校の状況について

議 事 録 署 名

教 育 長 尾 上 慶 昌

署 名 人 池 坂 めぐみ

署 名 人 志 水 矛

令和3年第4回赤穂市教育委員会議事録

教育長

ただいまより、第4回教育委員会を開会いたします。

委員全員のご出席をいただいておりますので、会議は成立しております。

はじめに、令和3年第3回教育委員会議事録の署名を木曾委員と池坂委員にお願いします。

( 教育長署名後、木曾委員、池坂委員の署名 )

次に、教育長の報告を行います。

( 別紙「教育長活動報告」のとおり報告 )

次に、赤穂市教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名人2名を次のとおり指名いたします。池坂委員と志水委員にお願いします。

議事に先立ち、赤穂市教育委員会会議規則第5条の規定により、議案の公開又は非公開の決定を行いたいと思います。

その他については、同規則第5条第1項第7号の会議の公開が不相当である事件に該当すると考えられますので、非公開としてよろしいか。

全委員  
教育長

異議なし。

以上のとおりの賛成をもちまして、その他については、非公開と決定します。

それでは、審議に入ります。

報告15「専決処分の報告について」専第1号「赤穂市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局

( 赤穂市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について議案2～4ページ及び議案参考資料に基づき説明を行った。 )

教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

ご発言がないようですので、報告15「専決処分の報告について」の報告を終わります。

次に、第36号議案「赤穂市障がい児保育事業補助金交付要綱の制定について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局

( 赤穂市障がい児保育事業補助金交付要綱の制定について議案5～11ページに基づき説明を行った。 )

教育長  
委員

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

認定等を受けた認定こども園、赤穂市の場合は、あけぼの幼稚園

とおおぞら保育園も入るのでしょうか。

事務局

市内の私立の認定こども園・保育所ということですので、あけぼの幼稚園とおおぞら保育園とが対象となります。

委員

予算の範囲内において補助金を交付するとありますが、この予算というのは令和3年度こども育成課としてこれについての予算があったのか。補助金というのは別にそういう枠があるのか。予算の範囲内ということで別途取ったのでしょうか。

事務局

これにつきましては、令和3年度当初予算で、今のところ174万円の予算措置をいただいております。

委員

臨時的経費の中に保育料軽減事業で私立施設等とあって、それとは別の項目に予算を上げていたということですか。

事務局

これにつきましては、予算の区分としまして特定教育保育施設給付事業という枠組みで予算をつけておりまして、この予算の中身としましては、私立の保育所または認定こども園に対する、例えば預かり保育であったり延長保育であったりとか、または保育士さんの研修経費をこの中から補助金として、そのほかの事業と合わせて補助をさせていただいておりますので、その中の一部と言いますが、一つの事業として今回新たに障がい児保育の受け入れに対する補助事業を設定させていただいたところでございます。

委員

すでにもう令和3年度から市が補助金を出すということですが、あけぼの幼稚園やおおぞら保育園は、そういう特別な支援を要する幼児等をもう入園させていたのでしょうか。

事務局

これまでも受け入れはしていただいておりますが、今年も対象となる子どもさんはいると聞いております。今後ともそういった子どもさんの受け入れをしていただいで、また手厚い保育をしていただけるように補助していこうということでございます。

委員

現在の公立の保育所では、幼稚園もそうですけれども、支援を要する幼児には加配ですか、臨時やパートの方とかが支援にあたっていると思うのですが、この補助金も人員配置という人を充てるものだと思うのですが、これについて国や県の補助は無いのでしょうか。

事務局

ご指摘のとおり公立の保育所の場合は、すでに加配という形で基準を超えて配置させていただいておりますが、これについても国の補助というものはございません。また、私立の幼稚園、保育所につきましても特定地域型保育事業という更に小規模の施設については国の方から公定価格の中で加配に係る加算があるのですが、一般の私立保育所、認定こども園については加算部分がございませんので、

これについては市の単独の事業、補助ということになります。

教育長

他にご質疑ございませんか。

ご発言がないようですので、第36号議案「赤穂市障がい児保育事業補助金交付要綱の制定について」順次、委員のご確認をいただき、表決といたします。

全委員  
教育長

異議なし。

以上のとおりの賛成をもちまして、第36号議案は、原案のとおり議決されました。

次に、その他「問題行動、いじめ・不登校の状況について」事務局の説明をお願いいたします。

[ 非公開案件として、「問題行動、いじめ・不登校の状況について」説明を行い、その後審議を行った。 ]

教育長  
事務局

その他事務局から報告事項等ございますか。

( 令和3年第5回定例教育委員会を5月26日(水)午後2時から赤穂市役所第2庁舎で開催することを報告した。 )

教育長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして第4回教育委員会を終了させていただきます。お疲れ様でした。

(午後2時28分閉会)